

新型コロナウイルス感染症対策に関連して、海技免状や操縦免許証の有効期間満了日までに更新申請を行うことができなかつた場合における「やむを得ない事情」の例

例1：新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴い、〇〇市役所から、〇月〇日から〇月〇日までの間、外出自粛要請が出されたので、仕事以外の用で外出することを自粛していた。その後、外出自粛要請が解除され次第、〇月〇日に、速やかに更新講習を受講した。

例2：〇〇会社の指示により、新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受検したところ、陽性であることが判明し、〇月〇日から〇月〇日まで自宅待機を命じられていたため。

例3：同居している家族が、新型コロナウイルス感染症に罹患したため、自分も濃厚接触者に該当し、〇〇保健所の指示を受けて、〇月〇日から〇月〇日まで2週間以上自宅待機していたため。

例4：新型コロナウイルス感染症対策として、〇〇講習機関が3密防止の観点から一回当たりの更新講習の受講人数を制限していたため、操縦免許証の有効期間内に受講予約を取ることができなかつた。さらに、近隣府県にある他の更新講習機関にも当たってみたが、全て予約満員であった。その後、毎日予約を試み、ようやく受講することができた。

例5：操縦免許証の有効期間内に〇〇講習機関の更新講習を受講できるよう〇月〇日に予約していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響で講習が中止となった。予定どおりに講習を受講することはできなかつたが、その後、別の更新講習機関で受講することができた。

例6：操縦免許証の有効期間内に更新申請を行うことができるように、〇月〇日に〇〇医療機関に行ったところ、身体検査を断られた。近隣の医療機関にも電話してみたが、どの医療機関も、現在は身体検査を実施していないと言われた。その後、ようやく身体検査を実施している医療機関を探しあて、受検することができた。

例7：〇月〇日に、〇〇港で下船し、海技免状の有効期間の更新申請を行う予定であったが、交代船員が新型コロナウイルス感染症に罹患したために、予定どおり下船できず、有効期間の満了前に手続を行うことができなかつた。

例8：〇月〇日に、〇〇港で下船し、海技免状の有効期間の更新申請を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症に伴う検疫強化のために、航海スケジュールが大幅に遅延したために、予定どおり下船できず、有効期間の満了前に手続を行うことができなかつた。